

栄養成分表示

容器包装に入れられた加工食品等には、栄養成分表示が表示されています。
また、栄養成分の量及び熱量について「〇〇含有」、「低〇〇」などのような強調表示を行う場合の基準も定められています。

さらに、機能性や特別の用途を表示する場合は、以下の制度があります。

保健機能食品

機能性の表示

栄養機能食品

特定の栄養成分の機能が表示されています。

機能性表示食品

事業者の責任において保健の機能が表示されています。
届出データベースは[こちら](#)

特定保健用食品



消費者庁長官が許可した食品に保健の機能が表示されています。
許可品一覧は[こちら](#)

特別用途食品

特別の用途に適する旨の表示

許可品一覧は[こちら](#)



病者用食品

許可基準型

低たんぱく質食品
アレルギー除去食品
無乳糖食品
総合栄養食品
糖尿病用組合せ食品
腎臓病用組合せ食品
経口補水液

個別評価型

妊産婦、授乳婦用粉乳

乳児用調製乳

乳児用調製粉乳
乳児用調製液状乳

えん下困難者用食品

えん下困難者用食品
とろみ調整用食品

一般食品

栄養補助食品、健康補助食品、栄養調整食品といった表示で販売されている食品は一般食品です。